

栃木県規則第七十号

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

栃木県知事 福田 富一

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例（平成十八年栃木県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(危害情報の申出の手続)

第二条 条例第十七条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 申出者の氏名及び住所
- 二 申出の内容及び理由

(提案書の様式)

第三条 条例第十九条第一項の規定による提案は、食品の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関する施策提案書（別記様式）により行うものとする。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

